様式第46（第68条関係）

［略］

殿

［略］

様式第47（第68条の２関係）

［略］

都道府県知事
指定都市の長　印

殿

備考　１　［略］

２　×印の項は記載しないこと。

３　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。

４　［略］

様式第48（第68条の２関係）

［略］

都道府県知事
指定都市の長　印

殿

備考　１　［略］

２　×印の項は記載しないこと。

３　［　］内は該当する一機関名を記載すればよい。

４　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（第一種製造者に係る製造の許可の申請） **第三条**　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条、第十条、第十条の二、	（第一種製造者に係る製造の許可の申請） **第三条**　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。